

在留資格ガイダンス

スチューデント・オフィス

自覚と責任を！

- ✓ 留学ビザについて正しい理解
- ✓ 日本の入管法を理解すること
- ✓ 国内学生との違い
 - ー在学年数・アルバイトの場所・時間制限など
- ✓ No visa, no fun

ルールを守らないと

- ✓ 在留期間の更新ができない
- ✓ 資格外活動が不許可になる
- ✓ 国外退去処分などが課される場合がある



1. 在留カードについて

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		ISA
氏名 NAME	MMIGU			
生年月日 DATE OF BIRTH	2019年 04月 01日 Y M D	性別 SEX	国籍・地域 NATIONALITY/REGION	
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号			
就労制限の有無 WORK RESTRICTIONS		就労不可		
在留資格 STATUS	留学 Student			
在留期間満了日 THE EXPIRY DATE OF THE PERIOD OF STAY	2030年 09月 14日			
番号 NUMBER	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D			
このカードは 2030年09月14日まで有効 です。				
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD				



出入国在留管理局
出入国在留管理庁長官の印

表面

<出入国在留管理局>

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html>

在留カードは常に携帯すること！



**あなたのパスポートにあるこのビザは、
入国時にのみ使用するものです。**



2. パスポートについて

- ✓ 在留カードを所持していれば、パスポートの携帯義務はありません。
安全な場所に保管してください。
- ✓ 紛失や期限更新などでパスポートを申請するときは、
自国の在日領事館などで申請してください。
- ✓ パスポートは早めに更新してください。
- ✓ 留学ビザとパスポートの期限が近いときは、スチューデント・オフィスに相談してください。

3. 資格外活動許可について

資格外活動（アルバイト）をするための条件

- ① 資格外活動許可を得ていること
- ② APUに在籍中であること
(休学中、退学後は×)

在留カード

[illegible]

裏面

3 - 1. 資格外活動許可の申請

1. アルバイトセンターのホームページより申請書をダウンロード
2. 申請書類をスチューデント・オフィスに提出
3. 手続きには約3週間がかかる
4. 資格外活動許可の有効期間＝在留期限
5. キャンパスで仕事をする場合は、アルバイトセンターのホームページを確認すること

3－2. 資格外活動で認められている就労時間について

授業がある期間中（クォーターブレイクを含む）：

1日8時間以内かつ1週間28時間以内

APUで授業のない期間（長期休暇中）：

1日8時間以内かつ1週間40時間以内

3－3．就労できない業種について

就労できない業種

資格外活動許可を得ていても、下記業種では就労できません（掃除、皿洗いなども不可）。

- 風俗営業店
- アルコールをメインに提供する店、客の接待をして飲食させる店（バー、スナック、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等）
- マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター
- 商品の代理購入業
- マルチ商法に関するアルバイト

こんな場合は不法就労になります！

下記①～④は不法就労となり、入管法に基づき国外退去処分（退去後5年間は日本に入国不可）となります。

- ① 有効な資格外活動許可を持たずに就労した場合
- ② APUに在学していないのにアルバイトをした場合（休学中、退学後）
- ③ 許可された時間を超えて就労した場合
- ④ 風俗関連業など、許可されていない業種で就労した場合

2026年7月1日より、日本でアルバイトをしているすべての留学生は、アルバイト先に変更があった場合、必ず申告することが義務付けられています。

資格外活動に変更が生じた場合は、アルバイト変更から1週間以内に必ずMOODLEより遅滞なく申告してください。

3 - 4. マイナンバー制度について

- ▶ マイナンバーとは、日本に住んでいる住民全員に通知される12桁の個人番号です。
- ▶ 海外送金やアルバイトをする場合にも必要となる大切な個人番号です。また5セメスター目に在留期間の更新をする際にも必要となります。
- ▶ 住所登録の1カ月後に、あなたの住所にマイナンバーの通知書が届きます。

4. 一時的に出国をする場合について（旅行や自分の国に帰る際等）

外国人用
(再入国)

●活字で記入して下さい。黒色又は青色のペンで記入して下さい。
●所らないで下さい。
●カード②は再入国時に入国審査官へ提出するものです。
●Please type or print clearly. Write by using black or blue pen.
●Do not fold.
●CARD② is to be submitted to the Immigration Inspector

再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT ②
【 ARRIVAL 】

氏名 Name	Family Name Given Names		
生年月日 Date of Birth	Day Month Year	航空機便名・船名 Air Flight No./Vessel	

以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)

1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?
☐ はい Yes ☐ いいえ No

2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items?
☐ はい Yes ☐ いいえ No

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and accurate.

署名
Signature _____

官用欄
Official Use Only

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①
【 DEPARTURE 】

氏名 Name	Family Name Given Names		
生年月日 Date of Birth	Day Month Year	主な渡航先国名 Destination	

航空機便名・船名
Flight No./Vessel

出国予定期間
intended period out of Japan

☐ 1年以内 ☐ 1年超2年以内 ☐ 2年超
Within one year Over one year but within two years Over two years

次のいずれかに☑を記入して下さい。Please check either one of the boxes below.

☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.
(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

署名
Signature _____

官用欄
Official Use Only

Please check
☑ one of the
intended
periods out of
Japan without
fail.

Please check ☑ either one of the boxes below without fail

●You wish to re-enter Japan.

☒ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

I am leaving Japan temporarily and will return.

●You have been granted "re-entry permission", which still has some time remaining on it, and do not plan to re-enter Japan within the valid period.

☒ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)

(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid)

5.在留期間の更新について

- ▶ 在留期間の更新は、学生本人が出入国在留管理庁の「在留申請オンラインシステム」を利用して申請します。
- ▶ 申請をするためには、マイナンバーカードが必要です。

✓ **成績・出席不良、素行不良(停学処分等)、
納税義務の不履行がある場合は、在留期間
の更新が許可されない場合があります。**

✓ **日本の法律、大学の規則をきちんと守り、勉強
するために大学に入学したということを忘れな
いでください。**

6.在籍確認について

- 文部科学省は、国際学生の毎月の学業活動の報告（在籍確認）を大学に義務付けています。
- 国際学生は毎月必ずMoodle上で行う「在籍確認サーベイ」に回答をする必要があります。
- 特別な事情がなく、1ヶ月以上回答をしなかった場合は、在留期間の更新ができなくなります。
- また文部科学省と福岡出入国在留管理局に「行方不明者」として報告します。

7. 最後に

- ✓ オフィスからの連絡にはすぐに返信を！
- ✓ スチューデント・オフィスのホームページから正しい情報を得るように！